

【令和8年度】道路・河川の維持作業報償金について

市が管理する「道路」及び「河川」の簡易な維持作業を、地域ぐるみの社会奉仕活動として行う団体に対し報償金を交付するものです。

1 対象となる作業と回数

作業区分	回数	作業内容
道路	2回	道路の路面又は法面の草刈り、道路の路面又は側溝の土砂の撤去・清掃、街路樹の落葉清掃
河川	1回	河川の法面の草刈り、河川のたい積土砂の撤去又は清掃

※他の団体(国・県・市の別の課等)から、補助金や助成金を受けられる場合、重複してこの報償金制度を利用することはできません。

(注)次のような作業は報償金の交付の対象となりません。

- ①空き地・公園・ため池・用水路の草刈り、清掃、この施設のごみ等の収集作業
- ②個人又は団地から排出した汚泥の処理のための作業
- ③作業時間が1時間に満たない作業(作業時間は、準備から片づけまでの一連の時間とします。)

2 申請方法

【提出書類】※地域や自治会等の集合体の単位で申請してください。

(令和8年度より様式が変更になっております。最新の様式を使用して提出をお願いします。)

様式①	報償金交付申請書	◆裏面に作業場所の位置図を記入 ◆市に土砂・草等を回収依頼する場合、位置図に集積場所を図示
様式②	団体届出書	
様式③	団体構成世帯名簿	◆世帯1名の氏名・住所を記入 ◆地域の事業所が参加する場合は、1事業所を1世帯として、事業所の名称・所在地を記入

※申請書類は4月20日(月)までに提出してください。

【提出方法】

- (1) 持参
- (2) 郵送
- (3) メール

※メール申請は、「団体届出書」の委任状欄が不要の団体のみ申請可能です。
維持課 E-mail:hgh200949@city.higashihiroshima.lg.jp

(注)配布・貸出できる資材があります。事前に問い合わせ先へご連絡ください。

- (a)土のう袋(大・小)、(b)側溝のフタ上げ機、(c)飛び石防止ネット(d)ラチェットレンチ
- ※(b)～(d)については数に限りがありますので、先着順になります。

3 報償金額

令和8年度から1時間以上の作業が報償金の対象になりました。

作業区分	作業内容	報償金額
A作業	4時間以上の作業	760円／人
B作業	1時間以上4時間未満の作業	380円／人
写真代	実績報告書=1件	300円／件

◆対象作業1回あたりの「作業実施者数」が当該団体の「団体構成世帯数」を超えるときは、「団体構成世帯数」を上限として報償金を交付します。

4 実績報告

※ 実績報告書は、作業実施後20日以内に提出してください。

【提出書類】

(令和8年度より様式が変更になっております。最新の様式を使用して提出をお願いします。)

様式④	実績報告書	裏に写真を貼付け
	作業中・作業後の写真	道路・河川での作業全体の様子がよく分かるカラー写真各1枚
様式⑤	作業実施者名簿	<ul style="list-style-type: none">◆必ず原本を提出◆実施者本人がボールペン等で氏名・住所・「高校生以上」又は「中学生以下」のどちらかに☑を記入◆地域の事業所から参加された場合は参加者全員の氏名等を記入◆中学生以下の参加者も市加入保険の対象とするために記入(報償金交付対象外)

【提出方法】(※メールでの報告はできません。)

持参 又は 郵送

5 土砂・草とごみ等の処理について

各団体で処理をお願いしておりますが、処理ができない場合は市が回収して処理します。

【市に依頼する場合の連絡事項】

- ① 具体的な集積場所の地図を添付
 - ② ごみの種類とその袋数 ※土砂・草・ごみ等は分けて集積(袋詰にご協力をお願いします)
 - ③ 団体名と連絡先(電話番号)
- ◆ご連絡から撤去までは、1週間～10日を要しますので、ご理解をお願いします。
 - ◆集積場所は、必ず支障のない場所にしてください。
 - ◆ゴミステーション付近は家庭ごみ収集の支障になる場合がある為、できるだけ避けてください。

【連絡方法】

- (1) 持参 実績報告書を持参される際に回収内容をお知らせください。
- (2) FAX 維持課 FAX:082-421-0270
- (3) メール 維持課 E-mail:hgh200949@city.higashihiroshima.lg.jp
- (4) 市民ポータル 選択肢:道路・公園などの不具合報告>道路に関する投稿
(LINE投稿) >投稿に進む>氏名の入力>その他>土砂・草の回収
- (5) 電話 聴き取りに時間を要するため、できるだけ(1)～(4)の方法でお願いします。

LINE 投稿の詳細は市
HPをご確認ください。



6 報償金の支払いについて

実績報告書提出後、市で内容を確認し報償金を支払うまで、1ヶ月程度を要します。

口座振替の通知は行いませんので、申請書提出時に届け出た口座の通帳で確認をお願いします。

7 見舞金制度について

道路・河川の維持作業報償金の交付申請をされた団体が実施する作業における事故に対応するため、傷病補償保険と賠償責任保険に加入しています。

万一事故が起きたときは、下記問い合わせ先の地区担当課へ事故内容をご連絡ください。

【問い合わせ先】

建設部維持課	082-420-0949	(FAX)082-421-0270	報償金制度
黒瀬支所 産業建設課	建設維持係	0823-82-0214	(FAX)0823-82-5622
福富支所 地域振興課	産業建設係	082-435-2302	(FAX)082-435-2030
豊栄支所 地域振興課	産業建設係	082-432-4160	(FAX)082-432-2328
河内支所 産業建設課	建設維持係	082-437-2901	(FAX)082-437-0229
安芸津支所 産業建設課	建設維持係	0846-45-1623	(FAX)0846-45-4264



※各種様式は右記維持課ホームページ又は本庁維持課、支所・出張所にあります。